

「北海道意欲と能力のある林業経営者」

申請手続等に係る質疑応答集

令和3年4月
北海道水産林務部林務局林業木材課

ver.1.1

目 次

1 共通事項

- Q1-1 森林経営管理法(森林経営管理制度)の趣旨とは何ですか。
- Q1-2 「北海道意欲と能力のある林業経営者」とは何ですか。
- Q1-3 北海道林業事業体登録制度における登録林業事業体との違いは何ですか。
- Q1-4 様々な制度ができ、事務量も増え、負担が多くなっています。例えば、林業事業体登録制度などと、制度の一本化はできないのですか。
- Q1-5 公表されるための条件は何ですか。
- Q1-6 道外の事業体も対象となりますか
- Q1-7 支社等が登録事業体となっていますが、支社等名義で申請ができますか。
- Q1-8 「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表されれば、必ず、市町村から「経営管理実施権」の設定を受けることができるのですか。
- Q1-9 当社は直営の作業員を持っていませんが、下請けにより事業を実施している場合も対象となりますか。
- Q1-10 下請の事業体も「北海道意欲と能力のある林業経営者」に申請しなければなりませんか。
- Q1-11 連携協定を締結する事業体も、林業事業体登録制度に登録された事業体でなければなりませんか。
- Q1-12 連携協定を締結する場合、協定期間は1年間ですか、それとも複数年でもよいのですか。
- Q1-13 支援措置はありますか。
- Q1-14 国有林野事業で実施する総合評価落札方式との関係について教えてください。

2 登録基準等

- Q2-1 なぜ、北海道林業事業体登録制度に登録していないと、「北海道意欲と能力のある林業経営者」に申請できないのですか。
- Q2-2 北海道の基準を定めるにあたり、特に重視した点はありますか。国の考え方と相違はありますか。
- Q2-3 道独自の基準として、リスクアセスメントを加えた理由は何ですか。
- Q2-4 リスクアセスメント導入事業体であることを証明するものは何ですか。提出する様式等が定められているのですか。
- Q2-5 当社は、現時点でリスクアセスメントを導入していませんが、「北海道意欲と能力のある林業経営者」に申請できないのですか。
- Q2-6 道独自の基準として、森林施業プランナーの育成を加えた理由は何ですか。
- Q2-7 道の森林土木工事で指名停止を受けましたが、どのような影響がありますか。
- Q2-8 登録後に、赤字経営が続いた場合など、基準を満たせなくなった場合はどうなりますか。登録を取り消されることになるのでしょうか。
- Q2-9 生産量の増加又は生産性の向上の項目の前年度実績及び5年後の目標の対象となる期間の考え方を教えて下さい。
- Q2-10 素材生産量の実績が5,000m³/年未満の場合は、必ず、2割以上増加させる目標を立てなければならないのですか。(4,900m³/年が実績の場合、5,880m³/年以上としなければならないのか)
- Q2-11 5年後の素材生産量及び生産性の目標を達成できなかった場合、登録は取り消されるのですか。

- Q2-12 当社は、直接雇用の作業員と下請事業の併用で森林整備事業を実施しているが、素材生産量の増加目標については、合算した数値でよいのですか。
- Q2-13 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主となっていますが、「北海道意欲と能力のある林業経営者」となる場合、認定事業主も必ず継続しなければなりませんか。
- Q2-14 事業体登録制度の更新をしなかったため、一度登録が抹消されていましたが、先日再度新規の登録を行いました。この場合、3年以上事業体登録を行っているものとみなされますか。
- Q2-15 これまで、素材生産や造林の実績がありませんが、申請はできますか。
- Q2-16 「所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上」は、すべての作業職員が要件を満たす必要がありますか。
- Q2-17 業務に関連しない事項で、代表役員等が逮捕された場合は、コンプライアンスの確保の基準は依然として満たしているということでしょうか。
- Q2-18 「コンプライアンスの確保」において、「業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、」とありますが、これは、森林施業に関わる法令(森林法等)以外も含まれますか。(例. 労働基準法、労働安全衛生法等)
- Q2-19 常勤役員を現在設置していませんが、申請できますか
- Q2-20 共同企業体等が申請をする場合、常勤役員の取扱はどうなりますか。
- Q2-21 青色申告をしていませんが、その場合、経理状況を示す書類はどのようなものになりますか。(申請の対象者となりますか)
- Q2-22 直近3年間の全てで経常利益ベースではマイナスとなっていますが、当期剰余金を計上しています。この場合では申請要件を満たさないということですか。
- Q2-23 当社は、建設業など林業以外の事業も行っていますが、「経理的な基礎」は、建設業など林業以外の事業も含んだ会社全体の数値で確認するのですか。
- Q2-24 連結子会社がある場合は、連結財務諸表等が提出書類となるのですか。
- Q2-25 子会社がありますが、連結子会社となっていません。この場合、提出する資料は、当社のみのもので良いですか。

3 申請・登録

- Q3-1 申請料や手数料は必要ですか。
- Q3-2 申請書はどこで入手できますか。また、有料ですか。
- Q3-3 変更の届出は、どこで受付していますか。
- Q3-4 電子申請はできないのですか。
- Q3-5 申請時に、どのような添付書類が必要ですか。
- Q3-6 登録の有効期限は何年ですか。
- Q3-7 更新について
- Q3-8 更新の手続をしないとどうなるのですか。
- Q3-9 登録を取り消すことはできますか。
- Q3-10 一度、登録を取り消されたら、もう登録はできないのですか。
- Q3-11 下請の事業体に発注した事業の実績も当社(元請)の実績として申請書に記載できますか。
- Q3-12 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)として、複数の市町村を申請することはできますか。
- Q3-13 設定を希望する道外の市町村分も併せて申請することができますか。
- Q3-14 常勤役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合には、常勤役員が設置されているものとして扱うとありますが、道はどのようにそれを確認するのですか。

4 変更等

- Q4-1 登録された情報に変更があった場合はどうするのですか。
- Q4-2 連携協定書により連携体制を構築していますが、連携先に変更があった場合はどうするのですか。
- Q4-3 変更の届出は、どこで受付していますか。
- Q4-4 合併した場合は新たに申請が必要ですか。
- Q4-5 「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表されている事業体同士が合併する場合、経営管理実施権の設定を希望していた市町村は引き継がれますか。
- Q4-6 「北海道意欲と能力のある林業経営者」ではない事業体と合併し、事業エリアが拡大しましたが、経営管理実施権の設定を希望していた市町村を変更する必要がありますか。
- Q4-7 事務所所在地が(総合)振興局の所管区域を越えて変更となった場合はどのような手続が必要ですか。

5 育成経営体

- Q5-1 「北海道意欲と能力のある林業経営者」と「育成経営体」の違いは何ですか。
- Q5-2 「北海道意欲と能力のある林業経営者」には申請をせずに、「育成経営体」にのみ申請することはできますか。
- Q5-3 「北海道意欲と能力のある林業経営者」と「育成経営体」の両方に申請することはできますか。
- Q5-4 「育成経営体」と経過措置に定める平成31年度末までを期限とする「育成経営体」の違いは何ですか。
- Q5-5 当社は、経過措置に定める平成31年度末までを期限とする「育成経営体」として公表されていますが、この後は申請などの手続は不要ですか。
- Q5-6 「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表されていましたが、「育成経営体」に変更する場合、どのような手続が必要ですか。

1 共通事項

Q1-1 森林経営管理法(森林経営管理制度)の趣旨とは何ですか。

国内の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立し、先人の築いた貴重な資産を継承・発展させることが、これからの森林・林業政策の主要課題となっています。

他方、現状、多くの森林所有者が林業経営の意欲を持てずにいる一方で、林業経営を行う民間事業者においては事業規模拡大のための事業地確保が課題となっており、このような森林所有者と民間事業者との間の連携を構築するための方策が必要となっています。

森林経営管理法(平成30年法律第35号)においては、こうした状況を踏まえ、森林所有者に対して適切な経営管理を促すため、その責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について経営管理の確保を図るため、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は意欲と能力のある林業経営者に委ねる等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを旨とするとされています。

Q1-2 「北海道意欲と能力のある林業経営者」とは何ですか。

道内で森林経営管理法第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、森林経営管理法第36条第2項に定める要件に適合するとして道が登録した林業事業者です。

Q1-3 北海道林業事業者登録制度における登録林業事業者との違いは何ですか。

「登録林業事業者」は、森林所有者等による事業実行者の選択を可能とするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業者を育成を図り、道内の森林の整備に資するために道が登録している林業事業者です。

一方、「北海道意欲と能力のある林業経営者」は、道内で森林経営管理法第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、同法第36条第2項に規定する要件に適合するとして道が登録した林業事業者です。

Q1-4 様々な制度ができ、事務量も増え、負担が多くなっています。例えば、林業事業者登録制度などと、制度の一本化はできないのですか。

制度の趣旨や目的が違いますので、一本化することはできません。

Q1-5 公表されるための条件は何ですか。

道内で森林経営管理法第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、森林経営管理法第36条第2項に掲げる要件に適合していることとして「北海道意欲と能力のある林業経営者」に登録されることが必要です。

【森林経営管理法第36条第2項に掲げる要件】

- 一 効率的かつ安定的な林業経営を行う能力を有すると認められること。
- 二 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること。

Q1-6 道外の事業者も対象となりますか。

道内に本店・本社を置かない事業者についても、道内の自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員又は他者への請負等により造林、保育、素材生産等を行っており、道内で森林経営管理法第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する場合は対象となります。

Q1-7 支社等が登録事業体となっていますが、支社等名義で申請ができますか。

申請できます。
なお、北海道林業事業体登録制度に登録されている名義と同様である必要があります。

Q1-8 「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表されれば、必ず、市町村から「経営管理実施権」の設定を受けることができますか。

経営管理実施権の設定を受けるためには、対象となる森林の経営管理の内容などを提案の上、市町村の審査により、経営管理実施権を受ける林業事業体として選定されなければならないため、「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表されても、必ずしも経営管理実施権の設定を受けられるとは限りません。

【経営管理実施権を設定する林業事業体の選定までの手続】

- ①道が一定の区域(市町村単位)ごとに、経営管理実施権の設定を希望する林業事業体を公募
- ②応募した事業体のうち、登録基準を満たす者を「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表
- ③市町村は、道が公表した「北海道意欲と能力のある林業経営者」の中から、地域の実情に応じて公正な方法により経営管理実施権の設定を受ける林業事業体を選定

Q1-9 当社は直営の作業員を持っていませんが、下請けにより事業を実施している場合も対象となりますか。

他の事業体と連携し実行体制が確保されることが確認できれば対象となります。この場合、実行体制の確認のため、連携協定書等の写しを提出していただくこととなります。

Q1-10 下請の事業体も「北海道意欲と能力のある林業経営者」に申請しなければなりませんか。

下請の事業体として連携協定へ参加する事業体は、申請する必要はありません。
ただし、下請の事業体もリスクアセスメントの導入など、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第2の第1項第2号に定める要件を満たす必要があります。

Q1-11 連携協定を締結する事業体も、林業事業体登録制度に登録された事業体でなければなりませんか。

お見込みのとおりです。

Q1-12 連携協定を締結する場合、協定期間は1年間ですか、それとも複数年でもよいのですか。

特に定めはありませんので、事業体間の状況に応じて協定期間を定めてください。
ただし、北海道意欲と能力のある林業経営者の登録の有効期間内に協定期間が満了となった場合や連携協定の内容を変更しようとするときは、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第8の規定等により変更の届け出が必要となります。

Q1-13 支援措置はありますか。

経営管理実施権の設定を受けた林業事業体には、国有林野事業における配慮(法第44条)、国及び都道府県による指導及び助言(法第45条)、独立行政法人農林漁業信用基金による支援(法第46条)などの措置があります。

Q1-14 国有林野事業で実施する総合評価落札方式との関係について教えてください。

北海道の国有林野事業で実施する総合評価落札方式との関係については、北海道森林管理局にお問い合わせください

2 登録基準等

Q2-1 なぜ、北海道林業事業者登録制度に登録していないと、「北海道意欲と能力のある林業経営者」に申請できないのですか。

北海道林業事業者登録制度は、森林所有者等による事業実行者の選択を可能とするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業者の育成を図り、北海道の森林の整備に資することを目的としていることから、当該制度に登録している事業者を要件としました。

Q2-2 北海道の基準を定めるにあたり、特に重視した点はありますか。国の考え方と相違はありますか。

林業は、全産業の中でも取り分け労働災害の発生率(死傷千人率)が高い状況にあること、また、人工林が利用期を迎えている中、経営や管理が適切に行われていない森林については、近隣の森林と一体的に整備するなど、道の実状に即した対応が必要と考えることから、リスクアセスメントを導入していること、森林経営計画を作成する能力を有する森林施業プランナーの育成に努めることを国の基準に追加しました。

Q2-3 道独自の基準として、リスクアセスメントを加えた理由は何ですか。

林業は、全産業の中でも取り分け労働災害の発生率(死傷千人率)が高い状況にある情勢を踏まえ、労働災害防止対策として、林業事業者が自ら主体的に取り組むことができるリスクアセスメントの導入を加えました。

Q2-4 リスクアセスメント導入事業者であることを証明するものは何ですか。提出する様式等が定められているのですか。

過去1年以内に実施したリスクアセスメントの報告書等の写しを提出していただきます。特定の様式はありませんが、林業・木材製造業労働災害防止協会のホームページ(<http://rinsaibou.or.jp>)に掲載されている「簡易リスクアセスメント記録書」を参考にしてください。また、厚生労働省ホームページ(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>)の「職場のあんぜんサイト」に掲載されている「リスクアセスメントの実施支援システム」なども参考になります。

Q2-5 当社は、現時点でリスクアセスメントを導入していませんが、「北海道意欲と能力のある林業経営者」に申請できないのですか。

1年以内にリスクアセスメントを導入し、雇用管理の改善及び労働安全対策の項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合は申請することができます。

ただし、公表の日から1年以内に、北海道意欲と能力のある林業事業者登録申請手続要領別記第6号様式にリスクアセスメントの報告書等の写しを添付し、リスクアセスメントを導入したことを証する必要があります。

Q2-6 道独自の基準として、森林施業プランナーの育成を加えた理由は何ですか。

北海道は森林経営計画の認定率が全国的に見ても相当高い水準にあり、市町村から経営管理実施権の設定を受け、長期的に森林の経営管理を担っていくためには、経営や管理が適切に行われていない森林について、既に経営計画を策定している周囲の森林と一体的に整備を進めることが重要です。

このため、森林経営計画を作成する能力や分析する視点を有する森林施業プランナーの育成を基準に加えました。

Q2-7 道の森林土木工事で指名停止を受けましたが、どのような影響がありますか。

道から指名停止を受けると、「コンプライアンスの確保」の基準に適合しないこととなりますので、登録されないこととなります。また、既に登録されている者が指名停止を受けた場合は、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第11の第1項第8号の規定により、登録を取り消される場合があります。

Q2-8 登録後に、赤字経営が続いた場合など、基準を満たせなくなった場合はどうなりますか。登録を取り消されることになるのでしょうか。

登録後、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第2で規定する基準を満たせなくなった場合、同要綱第11の第1項の規定により、登録を取り消される場合があります。

Q2-9 生産量の増加又は生産性の向上の項目の前年度実績及び5年後の目標の対象となる期間の考え方を教えて下さい。

申請する林業事業体の事業年度で記入して下さい。

Q2-10 素材生産量の実績が5,000m³/年未満の場合は、必ず、2割以上増加させる目標を立てなければならないのですか。(4,900m³/年が実績の場合、5,880m³/年以上としなければならないのか。)

お見込みのとおりです。

北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第2で定める別表1の1の(1)の基準により、実績が一定の水準(素材生産量の場合は5,000m³/年以上)を下回っている場合は、5年間で2割以上の増加目標を立てることとなります。このため、素材生産量の実績が4,900m³/年である場合は、5年後に5,880m³/年以上となる目標を立てていただくこととなります。

Q2-11 5年後の素材生産量及び生産性の目標を達成できなかった場合、登録は取り消されるのですか。

5年後の目標を達成出来なかったことをもって、ただちに登録を取り消されることはありませんが、達成出来なかった原因等について、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第9の規定に基づき、道へ報告等をいただく場合があります。

Q2-12 当社は、直接雇用の作業員と下請事業の併用で森林整備事業を実施しているが、素材生産量の増加目標については、合算した数値でよいのですか。

お見込みのとおりです。

「事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員」による生産量と「他者への請負又は連携」による生産量を合算した数値により登録の判断を行うこととなります。

Q2-13 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主となっていますが、「北海道意欲と能力のある林業経営者」となる場合、認定事業主も必ず継続しなければなりませんか。

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づく認定事業主であることを登録の基準としていないため、認定事業主の継続は必須ではありませんが、認定事業主でなくなった場合、雇用管理の改善及び労働安全対策の取り組み状況を把握するため、北海道意欲と能力のある林業経営者登録申請手続要領別記第3号様式の提出が必要となります。

Q2-14 事業体登録制度の更新をしなかったため、一度登録が抹消されていましたが、先日再度新規の登録を行いました。この場合、3年以上事業体登録を行っているものとみなされますか。

ご質問の場合は、3年以上事業体登録を行っているものとみなされません。
「北海道林業事業体に登録されてから3年以上経過していること」とは、林業事業体登録制度で付与される登録番号の継続期間により判断を行うため、一度登録が抹消され、新しい登録番号が付与された場合は、新しい登録番号の継続期間のみで判断いたします。
なお、事業体登録制度の登録から3年を経過していない場合は、素材生産や造林・保育に関して3年以上の事業実績を有する、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上である場合は、その実績が証明できる書類を添付することにより、登録申請が出来ます。

Q2-15 これまで、素材生産や造林の実績がありませんが、申請はできますか。

道内の自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員又は他者への請負等により素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有する場合、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上である場合は、申請できます。

Q2-16 「所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上」は、すべての作業職員が要件を満たす必要がありますか。

すべての作業職員が要件を満たす必要はありませんが、1人以上の作業職員が要件を満たす必要があります。

Q2-17 業務に関連しない事項で、代表役員等が逮捕された場合は、コンプライアンスの確保の基準は依然として満たしているということでしょうか。

業務に関連しない事項で逮捕された場合、そのことをもって直ちにコンプライアンスの確保の基準に反すると判断はしませんが、森林の経営管理を適切に行うことができない等と認められる場合は、登録が取り消される場合があります。

Q2-18 「コンプライアンスの確保」において、「業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、」とありますが、これは、森林施業に関わる法令(森林法等)以外も含まれますか。(例. 労働基準法、労働安全衛生法等)

お見込みのとおりです。

Q2-19 常勤役員を現在設置していませんが、申請できますか。

できません。

ただし、森林経営管理法の施行日(平成31年4月1日)から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合常勤役員が設置されているものとして扱います。

Q2-20 共同企業体等が申請をする場合、常勤役員の取扱はどうなりますか。

共同企業体等を構成する事業体すべてに常勤役員が就任している場合は、当該共同企業体等においても常勤役員が設置されているものとして扱います。

なお、申請した共同企業体等において経理的基礎を有すると認められる書類を作成していない場合は、構成する事業体すべての直近事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類を提出し、経理状況が良好であることを証する必要があります。

Q2-21 青色申告をしていませんが、その場合、経理状況を示す書類はどのようなものになりますか。(申請の対象者となりますか。)

白色申告の場合、収支内訳書や法定帳簿、任意帳簿など、登録基準を満たすことが確認できる書類を経理状況を示す書類として提出いただくこととなります。

Q2-22 直近3年間のすべてで経常利益ベースではマイナスとなっていますが、当期剰余金を計上しています。この場合では申請要件を満たさないということですか。

お見込みのとおりです。

直近3年間のすべてで経常利益金額等(損益計算書上の経常利益に減価償却費の額を加えて得た額)がマイナスの場合は、申請要件を満たしません。

Q2-23 当社は、建設業など林業以外の事業も行っていますが、「経理的な基礎」は、建設業など林業以外の事業も含んだ会社全体の数値で確認するのですか。

林業以外の事業を営んでいる場合は、他事業も含んだ会社全体の数値で確認いたします。

Q2-24 連結子会社がある場合は、連結財務諸表等が提出書類となるのですか。

申請者である登録事業体に連結対象となる子会社がある場合、子会社の財務状況が申請者である登録事業体に与える影響を鑑み、単体及び連結の財務諸表の双方により判断いたしますので、単体及び連結の財務諸表等を提出願います。

Q2-25 子会社がありますが、連結子会社となっておりません。この場合、提出する資料は、当社のみのもので良いですか。

連結対象ではない子会社は、財務諸表等の提出対象とはなりませんので、申請者である登録事業体のみを提出願います。

3 申請・登録

Q3-1 申請料や手数料は必要ですか。

申請料や手数料は一切不要です。
ただし、申請に要するコピー代金や郵送代金などの実費は、申請者の負担となります。

Q3-2 申請書はどこで入手できますか。また、有料ですか。

申請書は道(水産林務部林務局林業木材課)のホームページからダウンロードできます。また、本庁水産林務部及び各(総合)振興局においても入手できます。
いずれも無料です。

Q3-3 申請は、どこで受付していますか。

申請は、北海道林業事業者登録手続要領第2に規定しているとおり、各(総合)振興局又は本庁水産林務部で受け付けています。(土日祝日、年末年始を除く)

Q3-4 電子申請はできないのですか。

申請書類は、書面による提出に変代えて、イメージデータ(PDF形式)により電子メールで提出することができます。

Q3-5 申請時に、どのような添付書類が必要ですか。

リスクアセスメントの報告書、連携協定書、貸借対照表(法人)の写しなどが必要です。詳細は、北海道意欲と能力のある林業経営者登録申請手続要領第2の第2項に規定しておりますので、ご確認願います。

Q3-6 登録の有効期間は何年ですか。

登録林業事業者の登録期間と同期間となります。
なお、登録の更新は、登録の有効期間が満了する日の90日前から30日前までに、北海道意欲と能力のある林業経営者登録申請手続要領別記第1号様式により更新の手続きが必要です。

Q3-7 更新について

引き続き「北海道意欲と能力のある林業経営者」として登録を受けようとする林業事業者は、知事の登録の更新を受けることができますが、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第2第1項の要件をすべて満たしている必要があります。

Q3-8 更新の手続きをしないとどうなるのですか。

登録の有効期間が満了する前に、更新の手続きをしないと、登録を取り消されます。その結果、経営管理実施権の設定が受けられないとともに、支援措置等も受けられないこととなります。

Q3-9 登録を取り消すことはできますか。

北海道意欲と能力のある林業経営者登録申請手続要領別記第7号様式の登録取消申請により、登録を取り消すことができます。

Q3-10 一度、登録を取り消されたら、もう登録はできないのですか。

登録を取り消された場合でも、再度、要件を満たした場合は申請できます。

Q3-11 下請の事業体に発注した事業の実績も当社(元請)の実績として申請書に記載できますか。

他者への請負等により造林、保育、素材生産等を行っている林業事業体にあつては、下請の事業体と連携協定を結ぶ必要があるほか、下請の事業実績についても区分したうえで、申請書に記載できます。

なお、下請の事業体については、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第2第1項第2号に定める要件を満たす必要があります。

Q3-12 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)として、複数の市町村を申請することができますか。

申請できます。

ただし、地理的な要因なども勘案の上、実際に森林の経営管理を行うことが出来る区域(市町村)を希望してください。

Q3-13 設定を希望する道外の市町村分も併せて申請することができますか。

できません。

希望する市町村が所在する都府県の基準に沿って、申請を行ってください。

Q3-14 常勤役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤役員が設置されているものとして扱うとありますが、道はどのようにそれを確認するのですか。

平成31年4月1日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等までの議事録等において、常勤役員の設置状況を確認します。

なお、3年を経過していなくても、常勤役員を設置した場合はすみやかに報告する必要があります。

4 変更等

Q4-1 登録された情報に変更があった場合はどうするのですか。

北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第5の第1項第1号に掲げる事項に変更が生じたときや消滅、解散したとき等は知事に届けてください。また、同要綱第4項に掲げる経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)を変更する場合も同様に知事に届出をしてください。

なお、必要な添付書類については、事前に申請先の振興局等にご確認ください。

Q4-2 連携協定書により連携体制を構築していますが、連携先に変更があった場合はどうするのですか。

請負先及び連携先等を変更するときは、北海道意欲と能力のある林業経営者登録申請手続要領別記第5号様式に変更後の連携協定書の写しを添付し知事に届出をしてください。

Q4-3 変更の届出は、どこで受付していますか。

変更の届出は、北海道林業事業体登録手続要領第2に規定しているとおり、各(総合)振興局又は本庁水産林務部で受け付けています。(土日祝日、年末年始を除く)

Q4-4 合併した場合は新たに申請が必要ですか。

新設合併により設立された事業体が「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表されることを希望する場合は、新たに登録の申請を行う必要があります。

吸収合併により存続する事業体が「北海道意欲と能力のある林業経営者」として既に公表されている場合は、新たに申請の必要はありません。

Q4-5 「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表されている事業体同士が合併する場合、経営管理実施権の設定を希望していた市町村は引き継がれますか。

合併により経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)などの登録事項が引き継がれることはありません。

Q4-6 「北海道意欲と能力のある林業経営者」ではない事業体と合併し、事業エリアが拡大しましたが、経営管理実施権の設定を希望していた市町村を変更する必要がありますか。

経営管理実施権の設定を希望する区域(市町村)の変更を希望する場合は、変更申請が必要です。

Q4-7 事務所所在地が(総合)振興局の所管区域を越えて変更となった場合はどのような手続が必要ですか。

所在地の変更は、北海道林業事業体登録制度の変更申請をもって、「北海道意欲と能力のある林業経営者」の登録情報を変更しますので、北海道林業事業体登録制度の変更手続を行ってください。

なお、森林経営管理法第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を希望する区域(市町村)を変更する場合は、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第7の第2項の規定により、変更申請が別途必要です。

5 育成経営体

Q5-1 「北海道意欲と能力のある林業経営者」と「育成経営体」の違いは何ですか。

「北海道意欲と能力のある林業経営者」は、道内で森林経営管理法第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、同法第36条第2項に規定する要件に適合するとして道が登録した林業事業体です。

一方、「育成経営体」は、「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知、一部改正:平成30年12月27日付け林政経第408号)に基づき、相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す事業体として、道が選定した林業事業体です。

また、いずれも「林業成長産業化総合対策実施要綱」(平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知)等の国庫補助事業の実施主体である選定経営体となります。

Q5-2 「北海道意欲と能力のある林業経営者」には申請をせずに、「育成経営体」にのみ申請することはできますか。

申請できます。

申請書は道(水産林務部林務局林業木材課)のホームページからダウンロードできます。また、本庁水産林務部及び各(総合)振興局においても入手できます。

Q5-3 「北海道意欲と能力のある林業経営者」と「育成経営体」の両方に申請することはできますか。

申請できます。

ただし、「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表された場合は、「育成経営体」として選定されたものとして扱いますので、改めて「育成経営体」に申請する必要はありません。

「育成経営体」として公表された後に「北海道意欲と能力のある林業経営者」としての基準を満たした場合に、改めて申請するケースが考えられます。

Q5-4 「育成経営体」と経過措置に定める平成31年度末までを期限とする「育成経営体」の違いは何ですか。

経過措置に定める平成31年度末までを期限とする「育成経営体」は、平成31年度1年間に限って選定公表する林業事業体ですので令和2年度以降も選定公表を希望する場合は、改めて「育成経営体」に申請する必要があります。

Q5-5 当社は、経過措置に定める平成31年度末までを期限とする「育成経営体」として公表されていますが、この後は申請などの手続は不要ですか。

令和2年度以降も選定公表を希望する場合は、「育成経営体」に申請する必要があります。

Q5-6 「北海道意欲と能力のある林業経営者」として公表されていましたが、「育成経営体」に変更する場合、どのような手続きが必要ですか。

「北海道意欲と能力のある林業経営者」の取り消し申請をし、登録の抹消を受けた上で、「育成経営体」の申請を行ってください。